

山形広域環境事務組合会計年度任用職員の任用に関する規則

〔 令和 2 年 4 月
山広環規則第 5 号 〕

改 正 令和 7 年 3 月山広環規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する、会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(採用の方法)

第 2 条 会計年度任用職員の採用は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところにより選考によって行うものとする。

(選考により採用する職種及び要件)

第 3 条 選考により採用する職種は事務補助とし、その採用の要件は高等学校卒業程度の知識を有する者とする。

(選考の方法)

第 4 条 選考は、原則として公募により行うものとし、選考される者が、山形広域環境事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和 2 年山広環規則第 1 号）において準用する山形市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和 2 年山形市規則第 1 3 号）別表第 1 等級別基準職務表に定める基準となる職務又は職に係る能力及び適正を有するかどうかを、経歴、知識又は資格を有すること等を要件とする管理者が定める選考の基準に適合しているかどうかに基づいて判定するものとする。

(任期)

第 5 条 会計年度任用職員の任期は、一会計年度を超えない範囲内で管理者が定めるものとする。

2 管理者は、会計年度任用職員の任期が一会計年度に満たない場合にあっては、採用した日から一会計年度を超えない範囲において、その任期を更新することができ

る。この場合において、任命権者は、あらかじめ会計年度任用職員の同意を得なければならない。

- 3 任命権者は、職の必要性を吟味した上で、公募によらず従前の勤務実績に基づく能力の実証により、任期を満了した者から再度の任用を行うことができる。

(令7規則1・改正)

- 4 前項の規定により引き続いて採用される会計年度任用職員に係る能力の実証は、当該会計年度任用職員に対して実施した人事評価の結果をもってこれに代えることができる。

(選考の実施)

第6条 選考は、任用しようとする者についてその都度行い、採用内定者には通知するものとする。

(採用の辞退)

第7条 採用内定者は、採用を辞退しようとするときは、辞退の理由その他必要な事項を記載した書面を、速やかに管理者に提出しなければならない。

(条件付採用期間)

第8条 会計年度任用職員の採用は、その任命の日から起算して1か月間については、条件付のものとする。

- 2 前項の条件付採用期間の終了前に任命権者が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において、会計年度任用職員の任用は、正式なものとする。

(条件付採用期間の延長)

第9条 条件付採用期間の開始後1か月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合又は管理者が必要と認める場合は、その実情に応じ、条件付採用期間を延長することができる。

(勤務条件の明示)

第10条 任命権者は、採用された会計年度任用職員に対しては、勤務条件を明示しなければならない。

- 2 前項の規定による明示は、会計年度任用職員勤務条件表の交付により行うものとする。

(補則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

- 2 会計年度任用職員を採用するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和7年3月改正)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。